

厚生労働大臣認定 健康増進施設 認定を取得したい方へ



- ・厚生労働省では、国民の健康づくりを推進するため、健康増進施設認定規程を策定し、（運動型）健康増進施設の大臣認定を行っています。
- ・公益社団法人 日本フィットネス協会では、大臣認定を受けるための調査事業を行っています。健康増進施設をお考えの方はご連絡・ご相談ください。

健康増進施設認定制度

厚生労働大臣認定 健康増進施設の概要

厚生労働省は昭和63年に健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）を策定し、健康増進のための有酸素運動を安全かつ適切に行うことのできる施設であり、適切な生活指導を提供できる人・設備・機器・システム等をそろえ、安全で効果的な運動を行える場として基準を備えた施設を認定し、**国民の健康づくりに資する施設として整備してきたもの**

健康増進施設は、健康寿命延伸社会にあって、地域住民の健康づくりはもとより、地方自治体や医療機関等と連携を図り、幼児から高齢者まで安全で効果的そして楽しく生きがいを持って健康づくりに取り組むことができる**地域の核**として、その果たすべき役割はますます大きなものとなってきている。

認定対象施設

健康増進のための**有酸素運動**を安全かつ適切に行うことのできる施設であって、適切な生活指導を提供する場を有するもの



認定を行う者

厚生労働大臣



認定期間

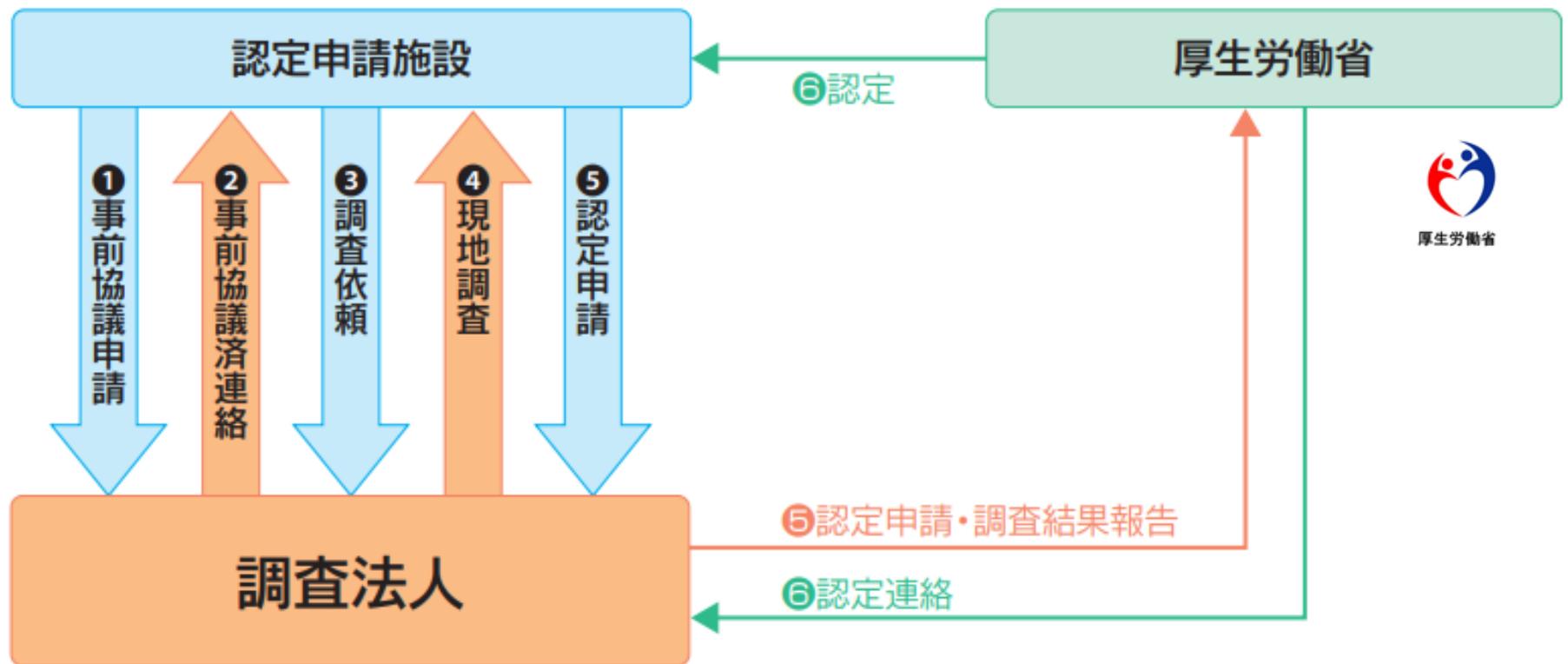
10年間



主な認定基準

- ① 有酸素運動及び筋力強化運動等の補強運動が安全に行える設備の配置
- ② 体力測定、運動プログラム提供及び応急処置のための設備の配置
- ③ 生活指導を行うための設備を備えていること
- ④ 健康運動指導士及びその他運動指導者等の配置
- ⑤ 医療機関と適切な提携関係を有していること
- ⑥ 継続的利用者に対する指導を適切に行っていること
(健康状態の把握・体力測定運動プログラム)

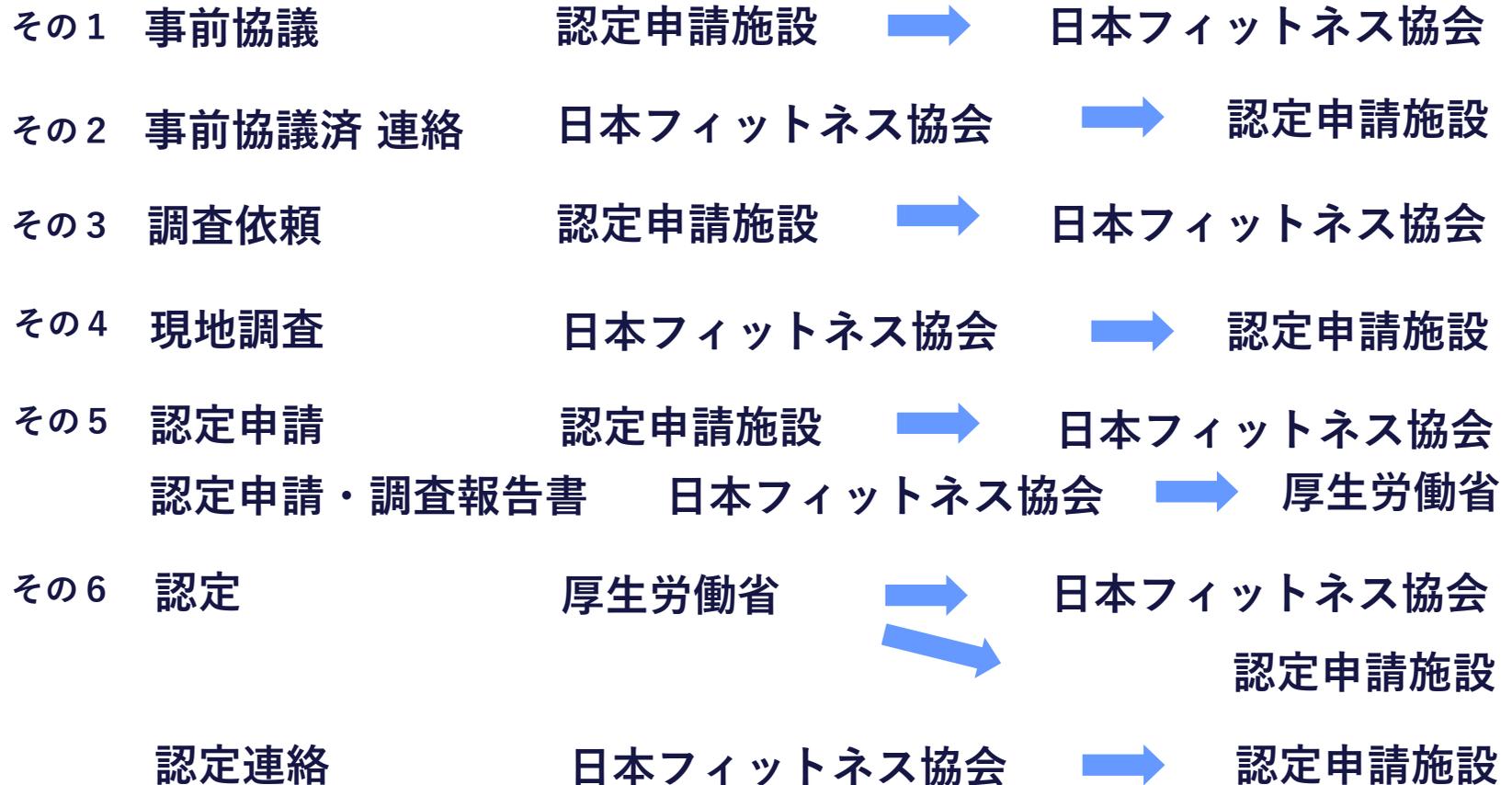
認定を受けるための手順



公益社団法人 日本フィットネス協会



具体的手順



認定のその後

指定運動療法施設

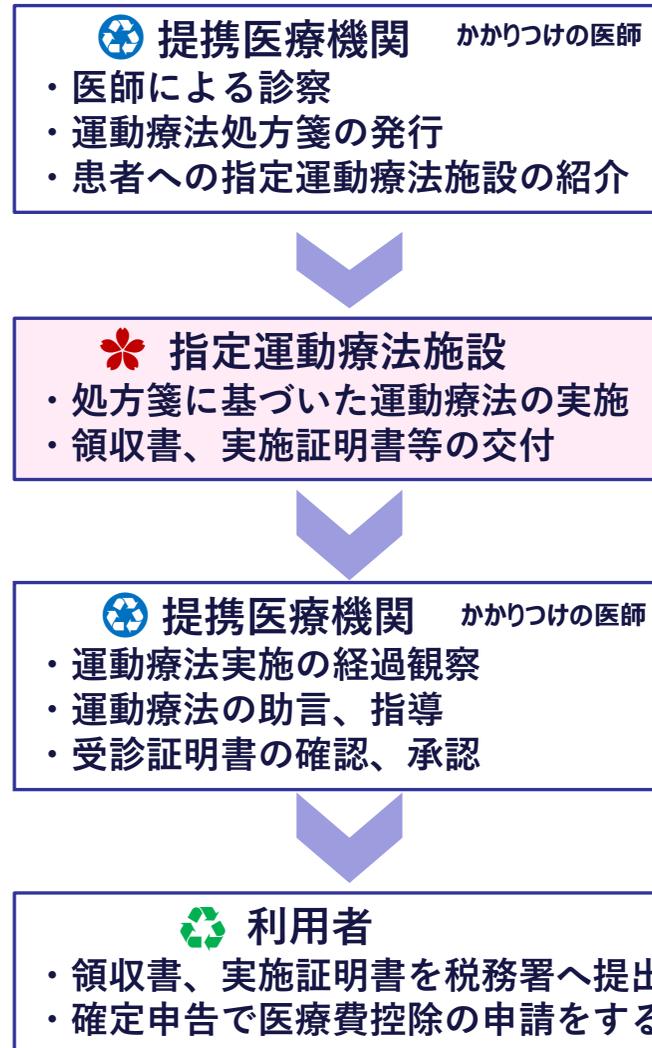
指定運動療法施設とは、厚生労働大臣認定健康増進施設のうち、一定の要件を満たす施設について、厚生労働省が運動療法を行うに適した施設として指定したものの。

この指定を受けた施設では、医師の指示に基づく運動療法を実施する際に必要となる利用料金について、所得税法第73条で規定する医療費控除の対象とすることができる

主な認定基準

- ① 健康厚生労働大臣認定健康増進施設であること
- ② 運動指導士及び健康運動実践指導者が配置されていること
- ③ 提携医療機関の担当医が健康スポーツ医（日本医師会資格）等であること
- ④ 1回毎の施設利用料金が1万円以内に設定されていること
- ⑤ 会員以外の者に運動療法等のための利用を認めること等

指定運動療法施設を利用した後の医療費控除の流れ



健康増進施設認定申請書類一覧

- ・ 健康増進施設認定申請書
- ・ 設備の概要
- ・ 医療機関との提携内容等
- ・ 運動プログラム作成者の配置
- ・ 職員の勤務状況等
- ・ サービス提供の体制
- ・ 利用料金体系及び利用条件
- ・ 施設維持管理の状況 など

* 申請書類が必要な場合、ご連絡いただければいつでもお送りいたします。

いま大きな注目を集める施設！

お知らせ

厚生労働大臣認定 健康増進施設

あなたの施設もこの**信頼の称号**を取りませんか

厚生労働大臣が認定する
「安心・安全・効果的」な運動施設

地域の活性化という
社会的意義の大きな
事業です

まずはご相談を！

(公社) 日本フィットネス協会へ

<http://www.jafanet.jp>

03-6240-9861

お電話での受付時間
9:30~12:00および13:00~16:00 (土日祝を除く)

